

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 中村天風財団及び賛助会行事実施ガイドライン（第六版）

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染防止のために当面の間、中村天風財団（以下「財団」という）及び財団が認可する賛助会（以下「賛助会」という）が実施する行事において、その行事責任者が遵守する事項を示す。

ここで行事責任者とは以下の者を指し、行事実施の可否、行事実施中の体調不良者への対処、行事途中での中止についての判断を行い、責任を負う。

（行事責任者の定義）

- ・財団主催行事については財団理事長ないしは財団理事長の命を受けた実行委員長
- ・財団が賛助会に委託した行事については賛助会代表者
- ・賛助会主催行事については賛助会代表者
- ・賛助会傘下の集いが主催する行事については集い代表者

なお、行事開催に際しては本ガイドラインのほか、国や地方自治体の要請を遵守することとする。また、行事実施にあたり事務局への申請は、本ガイドライン遵守を前提に不要とする。

I 個別事項

1 マスク着用の原則

- (1) 屋内においては、参加者（以下「講師、運営スタッフ含む」）相互の間隔が十分とれる環境を確保し、講師を含む参加者全員のマスク着用を原則とする。但し、一定距離（2 m）を確保すれば、講師はマスク着用なしに講義を行うことができる。
- (2) 屋外においても、屋内同様にマスク着用で行修を行うことができる。但し、参加者全員が次のとおり整列した状態にある場合に限り、希望者はマスク着用なしに行修を行うことができる。なお、マスク着用で運動法を行う際、息苦しさ等がある場合は体調に合わせて行い、決して無理をしないことなど現場で徹底する。

【条件】

- ①参加者は前後左右に手を伸ばした状態で、お互いにぶつからない程度の距離をあける。
- ②前に立つ指導者とは正対しない。但し、一定距離（2 m）を確保すれば、指導者と正対することができる。

2 行修における個別事項

(1) 朝礼、養動法・安定打坐法

- ①屋内外に関わらず1(2)の条件下でひととおり行うことができる。

(2) ひとりマッサージ

①屋内外に関わらず1(2)の条件下でひととおり行うことができる。但し、行修会開始前と行修会終了後に参加者全員の手指消毒を行う。

(3) 実験、精神機能訓練

①屋内にて1(1)の条件下で行うことができる。但し、実習前後に参加者の手指消毒を行い、使用する道具類も実習前後にアルコール等で拭き取りを行う。

(4) 運動法等の個別練習

①屋内外に関わらず1(2)の条件下でひととおり行うことができる。

(5) グループディスカッション

①屋内にて1(1)の条件下で行うことができる。

II 一般事項

1 事前準備

- (1) 会場内での密集を避けるため、参加者相互の間隔が十分とれるよう定員も含めて行事を計画する。なお、十分な間隔とは人と人がふれあわない程度とする。
- (2) 「行事参加行動ポリシー」を作成し、あらかじめ参加者に周知する。
- (3) 感染拡大防止のため参加者の連絡先等を把握(様式4)する。万一感染者が出た場合はこの個人情報を使用して情報伝達を行い、必要に応じて同情報は保健所等の公的機関へ提供されることもあらかじめ参加者に周知する。
- (4) 一人以上の救急担当者を決めておく。
- (5) 医療機関(または医療従事者)への連絡体制を確保しておく。
- (6) 国や地方自治体よりイベント開催制限や外出自粛等の要請、またはこれに準ずる措置がなされた場合には開催を中止し、速やかに参加者に周知する。

2 受付対応

- (1) 受付での密集を避けるため、参加者を適切に誘導する。
- (2) 会場ではマスク(不織布)着用を原則とし、未着用者の入場は認めない。但し、Iの1(2)の除外ケースにおいては、一時的にマスクを外すことができる。
- (3) 参加者には非接触式体温計による検温を行い、37.5℃以上の場合は入場を認めない。
- (4) 入場時にアルコール等による参加者の手指消毒を徹底する。
- (5) 健康状態申告書(様式3)を参加者に提出させる。なお、同申告書を持参しない参加者には受付で記入を求め、長時間の密集とならぬよう対策を講じる。

3 行事責任者による適切な環境管理

- (1) 利用者の手が触れる場所や共用物は、アルコール等で定期的に拭き取りを行う。
- (2) 密集回避
 - ①入退場やトイレ使用に時間差を設ける、入退場の出入り口を分離するなど、密集を回避する手段を講じる。
 - ②屋内においては法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、またはこまめな

換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）を徹底する。

(3) 熱中症の防止

- ①屋内では換気を確保しつつ、エアコンを利用する等、室温調節を適切に行う。
- ②暑い日や時間帯での無理な運動は避ける。
- ③水分補給、大量に汗をかいた後の塩分補給を徹底する。

(4) 体調不良者への対応

- ①体調不良者を視認した運営スタッフは、速やかに行事責任者または救急担当者に連絡し、その後の体調不良者との対応や医療機関（または医療従事者）への連絡等は救急担当者等に一元化する。
- ②現場の状況等も考慮し安全確保に疑問が生じた場合、行事責任者は医療機関（または医療従事者）への連絡体制からの助言を活用するなどして行事の中止も検討する。

(5) 事後処理

- ①収集した個人情報はその目的のために使用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を「行事参加行動ポリシー」に明示しておく。
- ②参加者には、新型コロナウイルスに罹患した場合、直ちに行事責任者への連絡を行うよう依頼する。
- ③行事責任者は健康状態申告書を1ヶ月間保管し、万一感染者が出た場合の保健所などの聞き取り調査等に協力する。

【本ガイドラインの取扱い】

- ・本ガイドラインは、令和4年6月1日から適用する。
- ・なお、国内での新型コロナウイルスの感染の広がりや感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

★行事实施ガイドラインの改定（2022年6月1日付）に関する補足事項
(理事長通達として)

(1) 飲食に関する注意

- ・同一テーブルで飲食する場合、パーテーションを設置するか、座席間隔を1m以上確保すること。

(2) 会場での宿泊に関する注意

- ・参加者は72時間以内にPCRや抗体検査（キットによるセルフチェックも可）を受け、発行された証明書（陰性）や抗体検査実施日時と結果が同時に確認出来るもの（写メ※も可）を初日の受付に提示した場合、会場での宿泊を可とする。
※スマートフォンなどで撮影した写真